

さ情審査答申第184号
令和2年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和元年7月8日付けで貴職から受けた、「住民基本台帳事務における支援措置申出書（特定期間）自分が加害者として記載のあるものと理由（相談機関等の理由など）自分に関係する記載（旧姓のものも含む）」（以下「本件対象個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成31年3月14日付け南区区第3173号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、存否を明らかにしたうえで文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、補正書、反論書、口頭意見陳述、10月17日弁論時質問への捕足によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 約4年ほど前、当時、審査請求人夫婦及び未成年の子の住民登録があるA市役所に住民票交付申請をしたところ、夫及び子が転居していることが分かった。同時期に、本籍地であるB市役所で戸籍を請求した際、「支援措置が出ている」と言われた。このとき支援措置申出書（以下「申出書」という。）という書類があるということ、その書類が提出されているということは言われていない。その後もう一度、A市役所に行き、支援措置と

は何か聞いたが、「加害者には教えられない」と言われた。その後、夫及び子の転出先であるさいたま市C区役所で子の住民票交付申請をしたところ、交付されなかった。交付されない理由については、「止められているので住民票は見せられない」と言われただけであり、A市及びB市で言われたことと同じだろうと思ったので理由は聞いていない。

そして、今年の3月1日にさいたま市の情報公開窓口に行った。目的は4年前何故住民票が取れなかったのかという理由を知るためである。情報公開の窓口担当が住民票・戸籍の担当課（以下「区民課」という。）に案内してくれた。区民課の職員は、このようなものがあると言って何も書かれていない申出書の様式を見せてくれて、そのようなものが出ているだろうからと言った。

- (2) 一担当者又は課が、無実の私を加害者として扱っている。そして、親として子供の住所を知りたいのに、知ることに必要な行政サービスが受けられず被害がでている。外部に意見を聴き、確認したことで支援が行われるので、その加害者として決定することとした書面を開示し、加害者として決めた理由を公表してほしい。未成年の子供の情報を開示請求しようとしたが、親子関係を証明する書類を取得することができず、子供本人名での請求は断念した。普通の親なら住民票は普通に取れるはずなのに何故住民票を取ることができないのか。公共サービスを受けられない理由を教えてください。書類がないということは、私が公共サービスを受けられない理由もないと思う。私が公共サービスを受けられなかったのは、戸籍課の職員が好き嫌いで、交付するしないを勝手に決めている可能性もある。公共サービスは国民のニーズに応えるためにあると基本法に書いている。
- (3) 支援措置申出者（以下「申出者」という。）が書いた紙であっても、私個人の名前を書いた部分は私の個人情報である。申出者と違う人の名前を記入して、書かれた人の行政サービスに変更が出るなら、記入された人全部の同意を取るべきである。元夫の提出した書類に子の名前が書いてあるからといって、子の住民票を私が取得できないのは子の意思に反し、おかしな扱いである。子どもの権利条約から見て年齢制限をつけることなく、子に影響を与える全てのことについて、自由に子の意見を言えるように保障すべきという勧告が国連からも出ているので、子の意思を確認したのかどうかも確認してほしい。
- (4) 職員から、加害者だから住民票等が開示出来なかったと説明されている。申出書にも加害者欄があり、そこに私の名前が書かれている可能性が高い。私の名前があるかどうかはわからないとのことだが、あるかどうかはわからない状態で、職員が一般市民を加害者呼ばわりするのは名誉毀損だと思

う。今は支援措置も外れていて私は加害者ではないので、元夫の住所も電話番号も知っている。私を加害者と危険扱いする内容は何もない。この状態で、当時何故教えてもらえなかったのかを請求したら、あなたは加害者だから教えられないと言われた。職員が申出書の様式を出してきて、加害者欄にあなたの名前が書いてあるから、あなたが加害者だからと繰り返し私を加害者と呼び、説明をしてきた。

- (5) 戸籍を出せないということは支援措置が出されているだろうからと言っていた。出せない理由を尋ねても、支援措置で多分加害者になっているのだろうからという説明しかされなかった。多分で加害者と言われたくない。申出書には加害者欄があるので、あなたが加害者だからと思うと説明しているのだろうが、職員も結局本当のところは言えないし、では調べて欲しいと言ったら、出せないと言う。本当に書類があるのかないのかもわからないのに、加害者扱いされたくない。推定有罪になってしまっている。職員に理由を尋ねても多分あなたが加害者と登録されているから見せられないと言う。加害者だと言うのであれば、その証拠を出して欲しい。しかし、市は出せないと言っており、整合性がとれていない。
- (6) 私個人がもともとできることができなかつたことについてしかお尋ねしていない。私が私の子供の住民票を取ることが、他人のどういう利益を害しているのか理解できないので、説明してほしい。
- (7) 私は警察、指導相談者等から事実確認を受けたことがなく、一方的に加害者として扱われている。事実調査しない審査書類が適切なものなのかは、調査判断した施設に問い合わせしたい。各施設からの意見は書面にて確認することが適当と総務省からも通達（ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る質疑応答について（平成16年総行市第218号））が出ているので、手続きを進めるに至った私に関する意見書面を開示してほしい。
- (8) 申出者の名前、住所等の開示を私は求めているし、さいたま市の様式は私の名前と申出者の情報は行も別に記されているので、私個人にかかわる部分的な開示が可能である。（さいたま市情報公開条例第8条（平成13年さいたま市条例第17号））元夫の住所や電話番号欄などは全部知っているから不開示でもいい。加害者欄に書いてある私の名前は私の個人情報なので、私の部分は存否を明らかにして公開して欲しい。加害者だと認定する理由を記載する欄もあったので、その理由も教えて欲しい。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説

明している。

1 本件処分の内容と理由

- (1) 平成31年3月1日、審査請求人が開示請求のために実施機関の窓口に来た。

窓口係員は、審査請求人の話を総合して、申請にかかる住民票を不交付とする場合の一般的説明として、申出書の様式を審査請求人に示し、これが提出されていると交付できない制度になっていることを説明した。その用紙を見た審査請求人は「加害者」欄に自分の氏名が記載された申出書が提出されたと考えたと思われる。しかし、係員は、審査請求人を関係当事者とする申出書が提出されていると発言したことはなく、あくまで申出書に関する一般的な説明をしたにとどまる。

- (2) 本件開示請求に係る申出書は、申出者の個人情報であって、審査請求人の個人情報ではないため、他人の個人情報に対する開示請求に対して条例第17条に該当するものとして存否を明らかにしないで不開示としたものである。
- (3) 仮に申出書が存在しない場合、不存在を理由に不開示決定をすると、支援措置の申し出がなされていないことが明らかになり、また仮に申出書が存在した場合、開示請求者以外の個人情報保護を理由に不開示決定や一部開示決定をすれば、前住所、住所、本籍地、前本籍地のいずれかが市内にあることが明らかになってしまう。

2 審査請求人の主張について

- (1) 「不開示決定処分を取消し、開示を求める」との主張だが、本件開示請求に対しては、仮に申出書が存在しない場合、不存在を理由に不開示決定をすると、支援措置の申し出がなされていないことが明らかになり、また仮に申出書が存在した場合、開示請求者以外の個人情報保護を理由に不開示決定や一部開示決定をすれば、前住所、住所、本籍地、前本籍地のいずれかが市内にあることが明らかになってしまう。いずれにしても申出書が存在しているか否かを答えるだけで不開示内容を開示することになる。したがって、申出書の文書の存否を回答することは、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため、申出書が存在するか否かを明らかにすることはできず不開示決定とした。
- (2) 「無実の私を加害者として扱っている」との主張だが、仮に審査請求人を加害者とする支援措置の申出があったとしても、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令書の写し若しくはストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)に基づく警告等実

施書面等の提出を求めることその他適切な方法により確認を行っており、審査請求人を一方的に加害者として扱うことはない。

- (3) 審査請求人が窓口に来た際、申出書はどういうものなのか見せてほしいということだったので、白紙の用紙を見せながら順に手続の仕方を案内した。申出書の様式には、申出者、加害者と明示されているので、その形で説明をした。あくまでも申出書の一般論としての受付方法を説明したに過ぎず、申出書が出されているとも出されていないとも言ってははいない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

- (1) 審査請求人が開示を求める個人情報は、特定期間に提出されたと主張する自分が加害者として記載がある申出書である。
- (2) 審査請求人は、4年ほど前、さいたま市C区役所で子の登録住民票の交付申請をしたところ、交付されなかった。
- (3) 平成31年3月1日、審査請求人は、前記の住民票が取れなかった理由を知るためさいたま市の情報公開窓口に来た。その際、区民課職員は審査請求人に対し何も書かれていない申出書の様式を示し、そのようなものが出ていると戸籍等は出せない。この書類が出されていたので(数年前の交付申請時に住民票は)出なかったのではないかと思うと説明された。審査請求人は自分が加害者扱いされるのは心外であり、自分が加害者と決定された理由(外部機関の意見も含めて)を知る目的で、自分が加害者と記載がある、前記主張の期間内に提出された申出書の開示を求めた。
- (4) 実施機関は、該当する申出書の存否を回答することは、不開示情報を開示することと同様の結果となり、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため、存在の有無を明らかにできないとして存否応答拒否をした。
- (5) これに対し、審査請求人は、本件不開示決定処分を取り消し、文書の存在を明らかにしたうえで、文書の開示を求めるとして本件審査請求をした。

2 本件処分の当否について

- (1) 審査請求人は、平成31年3月1日、さいたま市の区民課職員から示された何も書かれていない申出書の様式を見て、以前、夫・子の住民票の交付を申請した際に住民票が交付されなかった理由は、夫が申出書の「加害者」欄に審査請求人氏名を記載して提出したからだと推測し、その推測に基づき本件開示請求をしたものである。
- (2) 申出書は、ストーカー規制法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）に根拠を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）とその関係省令及び住民基本台帳事務処理要領に基づく支援措置を求める書面であり、各市町村が、住民の平穏・安全な日常生活を保障し、児童の福祉（通園・通学、監護権の保障、子供の心身への重大な影響等）の確保等のために、相談機関等の意見等も踏まえて、住民登録上の住所情報を秘匿する制度上の書面である。

申出書の主な記載項目としては、①申出者欄及び加害者欄（氏名、住所、生年月日等）、②申出者の状況欄（上記各根拠法が適用される状況あるいはこれに準ずる状況）、③添付書類欄、④相談先欄、⑤支援措置を求めるもの欄（支援を求める事務、現住所等）、⑥併せて支援を求める者欄（氏名、生年月日、申出者との関係）、⑦相談機関等の意見欄、⑧備考欄等である。

- (3) 市町村及び住民基本台帳事務担当職員は同申出書の受理及び住所情報の秘匿等制度の適正な運用を担う者である。

ストーカー規制法第8条第1項及び配偶者暴力防止法第23条第1項は、職務関係者に対して、支援を求める者の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をすることを求めている（児童虐待防止法上も当然である。）。このことを考慮すると、申出書の開示を求められた場合、市町村は極めて慎重な対応をすべきことになり、市町村において同支援措置申出制度の運用および関連職務に携わる職員は、前記各法令の趣旨を十分理解し、自身の職務上の守秘義務（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条1項）を遵守しつつ職務を遂行すべきことが求められる。

- (4) 仮に、実施機関が、加害者欄に審査請求人が記載された申出書を保有している場合、これを開示すると審査請求人は次の情報を得ることになる。

- ア 申出者等を識別することができる氏名、住所、生年月日等。
- イ 上記により特定される申出者が審査請求人を加害者として支援措置申出を行ったという事実。
- ウ 上記により特定される申出者の前住所、本籍及び前本籍（記載がある場合のみ）。

これらの情報は、当該申出者にとって、加害者欄に記載した者である審査請求人に知られることを想定していないものであって、支援措置申出制度の目的に鑑みて、明らかにすることができない情報であると言ふべきである。

- (5) これらの情報を条例に則していれば、条例第14条第2号に規定する

開示請求者以外の者に関する情報（第三者情報）であって、開示することにより、当該個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報に該当する。

また、相談機関等の意見欄記載の情報は、条例第14条第3号に規定する相談機関等の事務事業に係る情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがある情報（個人評価情報）に該当する。

- (6) このように、仮に実施機関が申出書を保有しているとしても、開示することはできないことから「不開示」と回答することになるが、この場合、申出者が申出書をさいたま市に提出しているということや申出者の住所がさいたま市内にあるということが推測されることが明らかである。

他方、仮に実施機関が申出書を受理していない場合は、「不存在」の回答となるが、この場合、申出者足り得る者が申出書をさいたま市に提出していないということが推測されることが明らかである。

そこで、上記の支援措置制度の趣旨を踏まえて慎重を期し、申出書の存否自体を明らかにしないという態度が期待されることになる。

そうすると、実施機関が条例第17条によって存否の応答を拒否したことには十分な合理性があるものといえる。

よって、本件開示請求に対し、実施機関が条例第17条によって存否応答拒否を理由に不開示決定としたことは妥当である。

- (7) 審査請求人のその余の主張は、本件処分の当否に直接関係するものではなく、審査会の判断に影響を及ぼすものでもないので言及しない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和元年 7月 8日	諮問の受理（諮問第540号）
②	同 年 8月 8日	審議
③	同 年 10月 17日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	同 年 11月 21日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和2年 2月 20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授

委 員	伊 藤 一 枝	弁 護 士
会 長 職 務 代 理 者	柴 田 雅 幸	行 政 経 験 者
委 員	塚 田 小 百 合	弁 護 士
委 員	吉 田 聰	弁 護 士

(五十音順)